

令和
四年
五條市議会第四回臨時会会議録(第二号)

令和四年十月三十一日(月曜日)

議事日程(第一号)

令和四年十月三十一日 午前十時開議

第一 議第五十一号 訴えの提起について

議第五十二号 令和四年度五條市一般会計補正予算(第六号)議定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十二名)

七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
岩	窪	吉	平	養	谷	齋
本		田	岡	田		藤
	佳		清	全	勝	有
孝	秀	正	司	康	啓	紀

事務局職員出席者

西吉野支所長
岡 民 長
大塔支所長
吉 川 佳 秀
水道局長
東 純 司
会計管理者
榮 林 淳 子
総務部次長・財政課長事務取扱
戸 野 哲

事務局長
西 久 美
事務局次長
小 田 光 章
事務局次長補佐
辰 巳 大 輔
事務局総務係長
神 農 典 子
速記者
柳 ヶ 瀬 五 美

午前十時零分開会

○議長（山口耕司）ただいまから、去る二十四日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言頂き、明瞭、的確にお願いいたします。

なお、委員会の委員長報告の際は、感染症対策をしておりますので、マスクを外して報告していただいても結構でございます。

○議長（山口耕司）日程第一、議第五十一号及び議第五十二号の二議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査を頂いておりますので、委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会藤富美恵子委員長。

〔総務文教常任委員長 藤富美恵子登壇〕

○総務文教常任委員長（藤富美恵子）ただいま議題となりました、議第五十一号及び議第五十二号の二議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る十月二十四日の本会議において当委員会に付託され、同日午後一時三十分から開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第五十一号 訴えの提起につきましては、市有地の賃貸借契約期間終了後も、構造物を撤去せず使用を続けている者に対し土地明渡等請求するもので、所在地は五條市二見五丁目一―二―番二―、訴訟の相手方は五條市二見五丁目三番六四号、株式会社五條市青ネギ生産組合、代表取締役 森本茂仁であるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、訴訟の相手方は、ネギの生産で地場産業の振興や休耕地の利用、雇用問題などに一生懸命努力してきた。この貯水槽はネギの加工において一番の生命線、冷却した水を貯める重要なもので、延長のお願いやおわびの文書も送付したと聞いている。相手方が文書を出してからどれだけ取り組んだのか、把握しているかをただしたのに対し、「平成三十年に翌年度から契約の更新ができない旨を伝えたが、貯水タンクと冷却装置がすぐに撤去できないということであったので、その部分の三十八・五平米とそこまでの通行を許可してきたのがこれまでの経緯であり、協議の全ての回数は把握していないが、何回も協議は行っている。」との答弁があり、委員から、構造物の状況などを現地確認しているのかをただしたのに対し、「前任者が現地で確認をした経過は残っているが、現場はまだ確認していない。今現在は写真などで確認している。」との答弁があり、相手方は他の場所を借りて移設の準備を進めているが、資材、部品の調達に時間がかかると聞いている。おわびの文書も提出し努力していることでもあり、できるまでの猶予はできないのかをただしたのに対し、「これは長年にわたりしっかりと手続を踏んでしていることであり、日本は法治国家であり、法の下にやっていくのは当然の話である。今すぐというわけではなく時間の猶予も与えることで、十一月中旬までの完了、確認

ということであるので、それまではしない。その日に、守れなかった時点において執行する。そのあたりも踏まえて御理解を賜りたい。」との答弁があり、委員から、組合も一生懸命頑張っている中で努力はしているが、簡単にできるものではない。全部電話での対応となっているが、やはり相手と出会って親身になってやってもらいたい。この土地は次の使用予定があるのかとただしたのに対し、「次の予定があるのかの議論ではなく、十一月中旬が期日となっており、それができないときは執行するというところで御理解を頂きたい。」との答弁があり、委員から、延長願いの要望であるとか、そういう書類全てにしっかりと目を通していかをただしたのに対し、「組合からの書類には目を通していい。最後のほうは電話連絡で終わっているが、来ていただいたら、対面を予定していたものが電話で全て内容が終わったということであり、提示していただいたその期日を待ったというのが現状である。他の市有財産などの契約にも影響があることから、この不法占有をクリアにしていきたい。」との答弁があり、委員から、市からの協力など、今までしてきたことが水の泡になりかねない。もう少し完成するまで待てないか。せつかくここまでやってきている。本人も自覚をしており、急ぐようにしていくと思うので、延長できないのかをただしたのに対し、「法治国家においてそんな理屈は通らない、一つ前例を作ったなら今後したい放題になる。温情という気持ちは十分分かるが、行政を預かった中において、法的な形を踏まえ、これだけのプロセスを追って今に至ったということを御理解頂きたい。」との答弁があり、委員から、地場産業は、簡単に根付くものではない。本人も反省している。支えてやっていただきたい。おわびの文書についても持参しているし、市の活性化も踏まえた中で、市が本当にバックアップをしなければ、新しい事業はできにくいのではないかとただしたのに対し、「五條市青ネギ生産組合については、本市の農業分野において新規就農者の育成、地域の雇用の確保など多岐にわたり貢献していただいていることは承知している。不法占有に対してのみ是正をしていただきたいと申し上げている。」との答弁がありました。

また、委員から、ネギの産業振興は市としても重要な課題であり、期日までに撤去しないからといって、一方的に訴訟するのではなく、もう一度膝をつき合わせて話し合いをし、それでも約束が守られなければ訴訟も仕方がないがよく検討されたらとの意見がありました。

また、委員から、平成三十一年四月一日から、貯水タンク及び冷却装置等の用地として二百平米のうちの三十八・五平米だけを貸したとのことだが、駐車場用地として貸したものに貯水タンクと冷却装置が勝手に建設されている。市側はそれを全く了解していなかったのかをただしたのに対し、「当初駐車場としての賃貸借契約を交わしていた中で、貯水タンクと冷却装置を設置するという届けがないことから、無許可での設置となる。」との答弁がありました。

また、委員から、市がこの貯水タンクの設置に対しての指導はしているのかをただしたのに対し、「平成二十七年度に当時の担当職員が発

見し、口頭で撤去の指導をしたときには、代表の方から、これはいつでも撤去できるので言ってくださいという回答があった。」との答弁があり、委員から、使用目的が目的外であれば、本来そこで撤去の指導となる。それがどういう構造物なのか、また、いつから使われていたか、なぜそういう状態になったかを市は把握していなければならぬ。構造物の設計書などの提出を受けているのかとただしたのに対し、「設計書などの提出は受けておらず、市の確認不足である。」との答弁があり、委員から、これは市がしっかり指導していく立場にある。ここまでは市が放置してきて今になって返せというのは、どちらがルーズなのか分からない部分がある。相手方の謝罪文も含め、時系列で市と組合の話し合いの経緯が分かる資料の提示を求める意見があり、資料の配付準備を行うため休憩となりました。

再開後、配付された資料に基づき当局の説明がありました。委員から、平成二十七年には口頭で撤去を求めたとのことだが、平成三十一年からは貯水タンクも認めたような状態になっている。これを認めるに至った経緯をただしたのに対し、「平成二十七年に、いつでも撤去すると回答を頂いた中で、既成事実となり、そのまま認めていったということになる。」との答弁があり、委員から、令和三年度から更新がなくなるが、毎年その組合から更新の依頼があったのか、それとも、五條市のほうから、期限が迫っているのか、来年度も使う場合更新してくださいと提示していたのかをただしたのに対し、「青ネギ生産組合のほうから申請が出てきたものである。」との答弁があり、委員から、本来であれば令和三年四月一日までに契約をしないといけないものが、令和三年八月に至った経緯についてただしたのに対し、「八月十六日に一回目の文書通知をしているが、それまでの期間のやり取りが残っていないので、何もしてないという形になる。」との答弁があり、委員から、市としてなぜ何もなかったのかをただしたのに対し、「貸し付けている土地は、もともとは返していたからスタートしており、契約の申請が出てこない時点で更新はされないという認識を市が持ったことから、次は文書を出すという行動に移ったということである。」との答弁があり、委員から、先方とはこじれた話になっているようだが、訴えを起こして裁判をするというのは、市として得策ではないと思うし、すべきでないと思うが、せざるを得ないのも分かる。この十一月中旬というのはいつまでのことを指しているのかとただしたのに対し、「議会の承認ということもあるので、十一月いっぱいまでは待たせていただく。それがなければ手続をさせていただくことになる。」との答弁があり、委員から、委員会を一時中断して組合に対し委員長から、また理事者のほうから、十一月中に撤去工事が終わるかどうかを確認していただきたいとの意見があり、意見調整のため暫時休憩となりました。

再開後、今までの滞納金額をただしたのに対し、「十月二十四日現在、令和三年度一年間分が一万四百八十一円。令和四年度は一万四百四十三円となるが、十一月で移設となれば八か月分の六千九百六十二円となり、合計で一万七千四百四十三円となる。」との答弁がありました。

また、委員から、民事裁判について事前通告はしているのか。その場合いつ頃にしていいのかをただしたのに対し、「直接は伝えていないが、最終の通知文書の中で、このまま放置すると法的な手続を取るといふことを申し添えている。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て起立による採決を行い、賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十二号 令和四年度五條市一般会計補正予算（第六号）議定につきましては、歳入歳出予算の補正で、それぞれ三億三千八百八万五千元を追加し、総額百八十九億四千五百七十六万六千元とするもので、歳出予算の主な内容は、土地明渡し訴訟提起に要する弁護士費用等としての経費五十六万二千元、社会福祉総務費の六十四万円の財源更正及び生活困窮者自立支援推進費の二億五千六百九十一万三千元、住民税非課税世帯等に対する価格高騰緊急支援給付金に係る経費として二億五千二百七十七万二千元、生活困窮者自立支援金の事業として四百四十四万一千円、市内の私立保育園や市外の認定こども園などに通園する園児の給食費の無償化に伴う経費として四百七十七万七千元、物価高騰対策として、地域振興券を一世帯当たり五千円追加交付するための所要の経費七千四百八十九万六千元、認定こども園の給食費の無償化に伴う経費四百三十万一千円、小中学校の給食費の無償化に伴う経費二千六百一十一万九千元、法務局への供託金の納付に充用した予備費を充当するための経費二百万円であり、歳入予算の主な内容は、地方交付税百九十二万二千元を追加し、分担金及び負担金三千八十一万三千元を減額、国庫支出金三億六千六百九十七万六千元を追加し、歳出との均衡を図ったとの説明があり、当局の説明により了承した次第であります。委員から、財源の国庫支出金の内訳として、地方創生臨時交付金と電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の両方で、この資料にある金額になるのかをただしたのに対し、「九月二十日に内閣から通知のあった一億九百三十四万八千円全額を交付金として予算化している。四月二十八日に通知があった七万五千元を財源とし、総額一億九百四十二万三千元を地方創生臨時交付金として財源と見込んでいる。」との答弁があり、委員から、法務局への供託金の納付に充用した二百万円は何の供託金かとただしたのに対し、「平成二十八、二十九年度の上野公園の備品購入に関する市の損害について、令和三年十一月三十日付で債務者牧野らを被告として損害賠償請求の訴えを奈良地方裁判所五條支部に提起している。債務者牧野の保釈保証金が奈良地方裁判所に納付されており、債務者の唯一の財産と考えられることから、これを差し押さえるため必要な供託金が二百万円である。」との答弁がありました。

また、委員から、今回の地域振興券は一世帯に対して五千円と聞いている。単独の世帯でも五千円で、五人家族であれば一人一千円になっ
てしまうが、全体的に見たときに平等性をどのように考えているのかをただしたのに対し、「先の市民一人当たり五千円の支援に追加する形
での、物価高騰重点支援交付金であることから、電気・ガス等について市民生活と市内業者を支援するという事で世帯主とした。」との答

弁がありました。

また、委員から、財産管理費の受任弁護士委託料四十六万二千円は、仮に十一月の末日までに移設ができたなら不必要となるのかただしたのに対し、「十一月末までは撤去期間として待つことから、その期間中に撤去が行われれば、この予算は執行しないということになる。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て起立による採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。

○議長（山口耕司）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る二十四日に行いました議案審議において既に終了いたしております。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、窪 佳秀議員の発言を許します。六番窪 佳秀議員。

〔六番 窪 佳秀登壇〕

○六番（窪 佳秀）ただいま議長のお許しを頂きまして、今回上程されました議第五十一号、訴えの提起について反対の立場で意見を申し上げます。

今回の議案につきましては、市有地を賃貸借契約期間終了後も使用し続けている者、株式会社五條市青ネギ生産組合に対し明渡しと占有期間の賃料相当損害金を求める土地明渡し等請求を提起する議案であります。

そもそも株式会社五條市青ネギ生産組合は平成二十一年九月に生産組合を設立、平成二十四年二月に農業生産法人と認められ近畿農政局長奈良県六次産業化優良取組表彰も受けている農業法人であり、主に休耕地を活用し作物を生産からカット加工販売まで自ら行う六次産業化農業法人として活動し、三十余りの組合数、そして五十人余りの従業員数、そしてまたそれに付随するネギ等の掃除をしていたく方等が常時働き、雇用創出の面でも成果を上げている農業法人であります。

最近では農業に取り組んでいられる方が高齢化、そしてまた後継者問題により休耕地が増加し、青ネギの栽培に活用してほしい旨の依頼が多く出ていると聞いている現状であります。

問題の市有地は、平成二十五年十月から二見公共用地二百平方メートルを、使用目的駐車場として、五條市土地開発公社に財産使用許可申請を行い、使用許可を受け、使用料を支払い、毎年更新で平成三十一年三月三十一日まで賃貸借契約を取り交わしてきました。平成三十一年四月からは市の求めに応じ駐車場の一部三十八・五平方メートルを貯水タンク及び水冷装置等の目的で借地貸借契約を交わしてきました。令和三年八月十六日、市より現状回復し返還するよう通知を受け、返還するための努力を行ってきたことでもあります。

当初は建物の屋上に設置を考え検討しましたが、諸事情により断念し、隣接する土地の確保を行い、設置のための基礎工事、配線を行い、配管工事、貯水タンク及び水冷装置の移設を準備していたところ、国際情勢並びに建築資機材等の入手に時間がかかり遅れてしまったことでもあります。令和四年三月三十一日、市に対し指示を頂いた件の報告とおわびの文書を提出したもので、内容につきましては、対処方法を検討するための時間を要すると、そういう内容であったと聞いております。

市は先日の付託された総務文教常任委員会の際の資料では、相手方に対し電話でやりとりを行い、その結果今回の議案提出となったものであるということでしたが、当初は市の協力を頂き青ネギ組合に対してバックアップをしていただいたものである。地場産業を育てる気持ちがあれば電話でのやりとりではなく、相手と話し合いの場を持つというべきであったと考えます。相手方も非を認め移設に努力をしております。

今後、地場産業含め五條市の活性化及び雇用対策には市の後押しがなければ行動を起こすことは困難であると考えます。訴えを起こすことが最良の方法ではないと考えます。したがって今回の議案に反対するものであります。

議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）次に大谷龍雄議員の発言を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄登壇〕

○十二番（大谷龍雄）それでは議長の発言許可を頂きまして、提出されております議第五十一号、訴えの提起に対する賛成討論を行います。

討論の内容は、この間理事者のほうから総務文教常任委員会に提出されました資料に基づきまして行います。

まずこの土地を初めてお貸ししたのは平成二十六年四月一日、駐車場用地としてお貸ししたということでもあります。このお貸しした基本的

な内容は、いわゆる五條市の土地を市民の皆さん方にお貸しする場合には、五條市の条例で毎年を更新をしていかなければならないという、そのことが五條市の条例で定められておりますので、それに基づいて一年更新の契約としてお貸ししたということでありませう。

そしてその後、平成二十六年から、平成三十年四月十七日には花咲寮の建設工事のために来年度更新ができない旨をお伝えしているということでもあります。

この平成二十六年に初めてお貸しして三十年までの間は、ちゃんと貸付料を払っていただいているということでもあります。その後、問題となっておりまして貯水タンク、冷却装置が駐車場用地としてお貸しした所に、市に連絡なし、許可なしで先に建設されておったということでもあります。その現状のもとで平成三十一年四月一日、何回かの協議の結果、貯水タンク及び冷却装置等の用地として三十八・五平米の貸付と貯水タンク等までの市有地の通行を許可させていただいたと、その後毎年度契約を更新されているわけですね。ところが、令和三年三月三十一日賃貸借契約等の更新が出されてきてないということになるわけです。そして、その時点では契約終了という判断を市としてはしてありません。したがって、令和三年四月一日以降は不法占有及び無許可通行となると市は判断しております。

その下で、令和三年八月十六日には五條市のほうから現状回復し返還するように内容証明郵便で通知を送付させていただいております。ところが確かな返答がありませんので、令和四年一月十八日に、一月二十八日までに占有場所の返還を求める通知を再度させていただいたということですね。その後、相手方から令和四年一月二十八日には令和四年三月三十一日を期日に撤去を行う旨の文書の回答が届いたということになります。

ところが、以後撤去の具体的な動きがありませんでしたので、令和四年四月二十七日には令和四年三月三十一日に撤去がされていないために貯水タンク等の速やかな撤去について改めて文書で五條市のほうから通知をさせていただいたということでもあります。そしてさらに、令和四年六月九日、相手方に電話して七月中に移設が完了する旨を確認したということでもあります。しかしこの確認は、五條市のほうから一方的にこの日にしなさいということではなしに、相手の同意の上での確認だというふうに聞いております。さらに令和四年七月十九日、相手方に電話し、八月の盆までには完了する旨を確認したと、この確認も一方的な五條市の確認ではなしに、相手の同意の上での確認だということでもあります。さらに令和四年九月初旬、相手方に電話して十一月中旬までには完了する旨を確認したということでもあります。

十一月中旬ということとは、もう目前に迫っておりますけれども、この件について総務文教常任委員会での委員から市長に對しまして、中甸となっておられるけれどももう少し猶予できないのかという質問に對しまして、十一月末までは待たせてもらうという答弁があったわけござ

います。

これが主な経過でありますけれども、しかし先ほどの総務文教常任委員長の報告の中にもありましたように、相手方の皆さん方は他の場所へ移設するために場所を確保して基礎工事はもう終わっている、後は部品を待つだけになっているということが明らかにされておりますので、私といたしましては、やはり相手方と五條市が直接会って、そしてよく話し合って、五條市としても相手方に対して移設できる期日は部品待ちの事情もありますけれども、部品待ちの期日もはっきり聞いて、確実に移設が完了するという見通しを確認できれば、その移設の期日が、市長答弁は十一月末ですけれども、十一月末以後にずれても、移設が確実であるならばそれを認めて、五條市としましても確実に話し合いで土地が返還されるように最大限の努力を、私としては要望させていただきます。

しかしこの現時点で、いつまでに、いつまでというよりも、いつ五條市の土地が返還されるかという確実な見通しは、私もまだ聞いておりません。また、土地の更新がなくて契約が切れたこの令和三年四月一日から今日までの地代は頂いておられないという状況でありますので、この訴えの提起の議案につきましては、賛成をさせていただきますということです。

以上で、この議案に対する私の賛成討論とさせていただきます。賛同のほどをよろしくお願いいたします。
以上でございます。

○議長（山口耕司）次に、福塚 実議員の発言を許します。八番福塚 実議員。

〔八番 福塚 実登壇〕

○八番（福塚 実）ただいま議長の許可を頂きましたので、議第五十一号の訴えの提起について、反対の立場から討論させていただきます。

今回の議案の提案理由は、訴訟の相手方に対し市所有の五條市二見五丁目一―二―二番の二二の一部の土地を賃貸借契約期間終了後も使用し続けており、明渡しと占有期間の賃料相当損害金を求め土地明渡し等の請求を提起するためというものである。

訴訟の相手は更新の手續をしなかったことについては反省しており、延長のお願いやおおびの文書も送っている。また現在市と賃貸借契約をしていた土地に設置している貯水タンク及び冷却装置等を移設するため、移設先も決まり既に基礎工事もできており、十一月中旬までに完了する旨を市に連絡済みである。撤去、移設をしたくても必要な部品が届かないため遅れているという現状であるが、滞納期間について令和三年度分が一万四百八十一円、そして令和四年度は十一月に移設をした場合、八か月分の六千九百六十三円で、合計一万七千四百四十四円である。

前記のとおり訴訟の相手は撤去しないと書いてあるものではなく、十一月の中旬に撤去すると言っており、移設先も決まり、あとは部品が届くのを待っている現状であることから、私は裁判するのではなく、話し合いで解決するものとした方がよいと考えております。

市役所は民間の会社ではありません。市民のための市役所です。契約終了時に市役所のほうから契約の有無を確認すればよかったのではないかと考えております。

私は話し合いで解決できると思うので、弁護士費用五十六万二千円、市民の血税を使ってまで裁判をする必要はないと考えております。以上のようなことから反対するものであります。

議員各位には何とぞ御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山口耕司） 以上で討論を終結いたします。

これより議第五十一号、訴えの提起についてを採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山口耕司） 起立少数であります。

よって本案は否決されました。

（「議長」の声あり）

○議長（山口耕司） どういった御用件ですか。（「動議を提出したいと思います」、「賛成」の声あり） 何に對しての動議ですか。（「議第五十二号」の声あり） まだここに入っていないので、議題に先に入らせてくれますか。それに対しての動議に。ちょっと待ってください。進みます。

○議長（山口耕司） 次に、議第五十二号、令和四年度五條市一般会計補正予算（第六号）議定についてを採決いたします。（「十番」の声あり）

十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）動議を提出したいと思えます。（「賛成」の声あり）

議第五十二号、令和四年度五條市一般会計補正予算（第六号）議定の修正についてを議題としたいので、同意の上、日程に追加し直ちに議題とされることを望みます。

○議長（山口耕司）ただいま十番吉田雅範議員から議第五十二号、令和四年度五條市一般会計補正予算（第六号）議定の修正動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議が成立いたします。

意見調整のため、暫時休憩いたします。

午前十時四十三分休憩に入る

午前十一時二十八分再開

○議長（山口耕司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

先ほど十番吉田議員から議第五十二号、令和四年度五條市一般会計補正予算（第六号）議定の修正動議が提出され、所定の賛成者がありましたので、動議は成立いたしました。

○議長（山口耕司）提出者の説明を求めます。十番吉田雅範議員。

〔十番 吉田雅範登壇〕

○十番（吉田雅範）議長から発言の許可を頂きましたので、ただいま提出の議第五十二号、令和四年度五條市一般会計補正予算（第六号）議定に対する修正案について、私から提案の趣旨説明を申し上げます。

今回提出の二款総務費、一項総務管理費、七目財産管理費の手数料追加及び受任弁護士委託料については、先ほど議第五十一号、訴えの提起についてが否決されました。

よって訴訟にかかる手数料追加十万円及び受任弁護士委託料四十六万二千元を削除しようとするものであります。

具体的には、お手元配布の修正案のとおり、歳出において二款総務費、一項総務管理費、七目財産管理費の修正額五十六万二千元をゼロ円に改めるもので、その財源については十一款地方交付税、一項地方交付税、一目地方交付税、一節地方交付税の修正額百九十二万二千元を百三十六万円に改め、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百八十九億四千五百四十四万四千元とするものであります。

以上、修正案提出の趣旨説明を申し上げますが、各位にはよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。
ありがとうございます。

○議長（山口耕司） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより議第五十二号、令和四年度五條市一般会計補正予算（第六号）議定に対する吉田雅範議員から提出されました修正案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案は本修正案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山口耕司） 起立多数であります。

よって修正案は可決されました。

○議長（山口耕司） 次に、ただいま修正決議いたしました部分を除く原案について採決いたします。

修正部分を除くその他の部分については、起立により採決いたします。

お諮りいたします。修正部分を除くその他の部分については原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山口耕司） 起立全員であります。

よって修正部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

この際、お諮り申し上げます。ただいま本案が修正決議されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司） 御異議なしと認めます。よって条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

○議長（山口耕司） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には終始御熱心に御精励を賜り厚く御礼を申し上げます。

市長はじめ理事者各位には市政発展のため、事務事業の執行にますます御精励を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございます。

市長から御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀） 令和四年五條市議会第四回臨時会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には慎重審議を賜り、誠にありがとうございました。

提出した議案のうち、議第五十一号、訴えの提起につきましては、公平・公正な行政運営のため、市有地の一部が不法占有されている状況を解消すべく法的措置を求めたものでありますが、否決とされました。

この結果は誠に遺憾であり、今後の市有地管理について様々な問題が生じないか、非常に危惧するところであり、議会として、このような結果に至ったことについて、市民に対し説明責任を果たされるよう求めるものであります。

議員各位には時節柄一層御自愛頂き、市民福祉向上のため議員活動に御精励を頂きますようお願い申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とさ

せていただきます。

○議長（山口耕司） これをもちまして、令和四年五條市議会第四回臨時会を閉会いたします。

午前十一時三十六分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 山口耕司

署名議員 平岡清司

署名議員 吉田正

署名議員 窪佳秀